

平成 28 年度の健康保険組合への実地指導監査等の結果の概要について

1. 実施状況について

平成28年度の実地指導監査等については、厚生労働省保険局保険課長通知の指導方針に基づき実施した。

- ・重点化組合(未収未払、その他等) 4組合
- ・財政・経理監査 33組合

(県別:実地指導監査等実施件数)

	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	計
実地指導監査	3	0	1	5	27	1	37

2. 実地指導監査結果(評価)について

(1)実地指導を行った37組合のうち、36組合に対して総計248件の文書指摘を行い、すべての組合から期限を定め、改善措置状況を文書で報告を求めた。

指摘件数ごとの組合数

指 摘 件 数	指摘:0件	指摘:1件	指摘:2件	指摘:3件以上	合計
組 合 数	1	3	1	32	37

(主な指摘事項)

- ① 金庫の鍵の管理は、財産管理規程に基づき、財産管理責任者が管理すること。
- ② 前金払整理簿が備え付けられていないため、「健康保険組合における会計及び財産管理事務の取扱について」(平成19年2月1日保保発第0201001号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき作成すること。
- ③ 準備金台帳等が整備されていないため、「準備金其ノ他ノ積立金台帳ニ関スル件」(昭和9年5月3日付保発第226号社会局保険部長通知)に基づき、総括簿、内訳簿及び明細簿を作成し、準備金等の積立状況及び現在額を管理すること。また、財産管理規程に基づき、残高証明書等により毎年度一回以上台帳と突合し、その結果を明らかにするため確認年月日を記載のうえ確認者の押捺を受けること。
- ④ 理事会において、財産管理の具体的方法の決定がされていないため、健康保険組合事業運営基準に基づき適正を期すこと。
- ⑤ 監事は健康保険法第21条第4項に基づき、組合会において選定議員、互選議員のうちから、それぞれ一名を選挙すること。
- ⑥ 自己点検については、「健康保険組合における自己点検の実施について」(平成24年4月13日保保発0413第4号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき、一年に一回程度、定期的実施すること。準備金等財産の保有及び管理の具体的方法については、事業運営基準に基づき理事会の決定等所定の手続きを経ること。

(2) 実地指導を行った組合に対して、改善指示を行った。

(主な指示事項)

- ① 現行の諸規程は、法令及び規約の改正が反映されていないため、現制度に対応した諸規程に整備すること。
- ② 前回実地監査の結果を理事会及び組合会へ報告していないため、実地監査結果は、理事会及び組合会に報告し事業運営の指針とすること。
- ③ 切手等、金券の管理については、事故防止の観点から定期的に現物と受払簿の残枚数を確認し、決裁を受けること。
- ④ 決算残金処分は、組合会で承認を得た後には、速やかに処分すること。
- ⑤ 準備金等の保管替が行われた場合は、証書等の写しを保管替決議書に添付すること。
- ⑥ 財産の保管替決議書については、漏れなく作成すること。
- ⑦ 個人情報の取扱いに係る安全管理措置のうち、個人データ漏えい等問題が発生した場合の報告連絡体制が整備されていないため、体制整備を図ること。
- ⑧ 組合会議員に対して、個人情報保護に関して必要な研修を行っていないため、個人情報保護管理規程に基づき随時研修を行うこと。

3. 文書指摘事項及び指示事項の解消に向けた取り組みについて

平成28年度において、以下の事項の取り組みを行った。

- ・文書指摘した組合から改善措置状況を文書で求め、今後、同様の指摘事項が生じないよう改善状況の徹底を図った。
- ・文書指摘及び指示事項は、予算説明会において具体的な事例を上げて説明を行い、各組合に周知した。

また、自己点検シートを一年に一回程度、定期的に活用して自主点検を行い、その結果を把握した上で、必要な業務の改善を行うなど適切な事業運営に取り組むように各組合に周知した。